被告人に対する建造物侵入、強盗致傷被告事件について、当裁判所は、検察官鈴木敬昌、同米川洋平、国選弁護人瀧澤諒（主任）、同黒田学各出席の上審理し、次のとおり判決する。

主　　文

被告人を拘禁刑８年６月に処する。

未決勾留日数中１５０日をその刑に算入する。

理　　由

【罪となるべき事実】

被告人は、C、D、E及びFと共謀の上、金品を強奪しようと考え、被告人、E及びFが、令和７年９月１日午後６時３９分頃、a株式会社代表取締役Aが看守する札幌市甲区（住所省略）b店内に、出入口自動ドアから侵入し、その頃から同日午後６時４６分頃までの間、同所において、被告人が、同店従業員B（当時５１歳）に対し、その顔面にスプレーを噴射し、仰向けに転倒した同人に馬乗りになり、その顔面を手拳で多数回殴打し、さらに、同人の両手首を紐で縛るなどの暴行を加えて、その反抗を抑圧し、E及びFが、A管理の現金３６万８３８９円、腕時計等５７点（販売価格合計１２０４万４２００円）及び小型耐火金庫１点（時価約５０００円相当）を強取し、その際、前記暴行により、Bに加療約３か月間を要する右眼窩底骨折等の傷害を負わせた。

【証拠の標目】　（省略）

【累犯前科】

被告人は、令和４年７月１２日静岡地方裁判所沼津支部で詐欺罪により懲役３年に処せられ、令和７年７月５日その刑の執行を受け終わったものであって、この事実は、検察事務官作成の前科調書（乙２４）によって認める。

【量刑の理由】

１　本件を全体としてみると、適当な店舗を選定し、金品の所在や防犯カメラの設置箇所等も含んだ見取図を共有したほか、検挙を免れつつ犯行を成功させるため

の盗難車、靴や服、目出し帽、スプレー等を手配し、犯行手順や強奪した金品の置き場所、各人の役割まで事前に決めており、用意周到かつ高度に計画された犯行である。また、強盗の態様は、被害者Ｂに突如としてスプレーを噴射し、同人の視界を奪った上で殴打し、同人が倒れ込んだ後もなお馬乗りになって何度もその顔面を殴り続けるなどしたものであり、狡猾に振る舞い、必要以上に執拗に暴行を繰り返したといえる上、武術や格闘技の経験を有する盛年の被告人による暴行であることも併せ考えると、殺傷力の高い凶器を用いた訳ではないとしても、危険な態様である。直接の財産的被害が非常に高額であることはいうまでもないが、被害店舗のショーケースが多数破壊されるなどし、一定期間営業不能となったことも看過できない。また、被害者Ｂのけがも重傷であり、突然複数の犯人に襲撃された被害者Ｂが受けた恐怖心や被害後の精神的影響も大きく、同人が意見陳述において厳しい処罰感情を述べているのも当然である。これに対し、強取された商品のうち８点（販売価格合計約３２８万円分）が発見されたほかは、被害回復は図られていない。

被告人についてみると、金策に窮した友人から犯罪をして大金を稼ぎたいと頼まれて、従前から薬物関連でつながりのあったＤに相談したところ、本件強盗を提案され、知人のＥ及びＦを実行犯に引き入れたり、Ｄとの間の連絡役を続けたりなどした末、上記知人が犯行をしないとなるや自らが実行犯として本件を遂行した。被告人は、自発的に犯罪を画策したものではなく、また自身の利益を図ろうとしたものでもないが、当初から自身も実行犯となる可能性を想定し、単なる情報伝達にとどまらない意欲的かつ主体的な関与を続けた上、被害者Ｂの制圧という重要な役割を果たしたものであって、本件を企画立案し指示を下した共犯者と同等ではないにせよ、Ｅ及びＦに比して責任が重いことは明らかである。なお、被告人は、Ｄから脅されて実行役を担うことになったというが、そもそも当初から本件に相応に深入りしており、上記事情は実行犯となるかどうかに影響したにすぎないことからすれば、経緯、動機に特に同情すべきものはない。かえって、

同じく集団で多額の金銭を獲得した特殊詐欺の受け子として累犯前科に係る服役をしたにもかかわらず、その執行終了後わずか２か月足らずで本件に及んだ意思決定は強い非難に値する。

そうすると、被告人が、後記の雇用主に本件犯行を知られて促される形ではあるが自首をし、知り得る限りの事実を捜査機関に打ち明けて真相解明に一定程度寄与し、それが前記被害品の発見にも結び付いたと思われることを考慮しても、本件は、同種事犯（共犯が、凶器を用いて、店舗を狙い、財物強取が既遂に達した強盗致傷１件）の中ではやや重い事案とみるべきである。

２　他方、今後については、協力雇用主である被告人の勤務先代表が出廷し、同勤務先で勤務開始後間もなく本件に及んだ被告人ではあるが、社会復帰後も雇用していっそう監督する旨を誓約しており、その更生環境には期待できる。また、これまでの経緯からして被告人の規範意識には相当の歪みがあるものの、被告人の反省文や公判廷での態度から本件に対する反省は認められ、自己の特性を今一度理解した上で今後は雇用主の忠告に従い更生するとの意欲を示している点は、なお信用し、期待したい。

以上を踏まえると、被告人に対し主文の刑を科すのが相当である。

（求刑　拘禁刑１０年）

令和８年８月２６日

札幌地方裁判所刑事第１部

裁判長裁判官　渡　邉　史　朗

裁判官　奥　山　拓　哉

裁判官　松　本　柊　希